

## 役員報酬規程附則

役員報酬規程に基づき、その支給額を下記のとおりに定める。

附 則

附則第1条 理事長に、月額報酬20万円を支給する。

附則第2条 平成18年4月1日より施行する。

附 則

附則第1条 理事長に、月額報酬22万円を支給する。

附則第2条 評議員、及び理事が、理事長の要請に基づく会議、その他、議決機関の職務として出席した場合、1日につき車代として5千円を支給することができる。但し、理事長、常務理事、及び法人の職員を兼ねる者には支給しない。

附則第3条 前条の規程について、経営状況によっては支給しない場合がある。

附則第3条 平成22年4月1日より施行する。